

令和2年度総合教育会議について

1 総合教育会議で扱う事項について

厚木市総合教育会議規程（抜粋）

（協議・調整事項）

第2条 総合教育会議は、法第1条の4第1項の規定により、次に掲げる事項についての協議及びこれらに関する市長及び教育委員会の事務の調整を行う。

- (1) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「大綱」という。）の策定に関すること。
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策に関すること。
- (3) 児童、生徒等の生命若しくは身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置に関すること。

2 令和2年度の協議・調整事項について

(1) 教育大綱の策定について

第2期厚木市教育大綱（平成30年度～令和2年度）は本年度が最終年度となるため、令和3年度を始期とする新たな大綱を策定する。

大綱の策定に当たっては、次の市民参加手続を必要とする。

- ① 意見交換会（9月）
- ② パブリックコメント（12月）

(2) 重点的に講ずる施策についての協議・調整

国県動向や、全国的な課題等に関するテーマを設定し、市の現状・取組状況を報告し、今後の方針等について協議する。

また、継続審議となっている案件については、今年度も現状・取組状況を報告し、今後の方針等について協議する。

○令和2年度のテーマ（案）

- ① 新型コロナウイルス感染症対策に伴う課題について
- ② 学校の適正規模について
- ③ 教員の多忙化について（H29、H30から継続審議）

(3) スケジュール（案）

7月6日（月）	第1回総合教育会議 案件 ① 令和3年度からの教育大綱について ・新たな大綱の基本的な方向性について ・対象期間について ② 新型コロナウイルス感染症対策に伴う課題について
9月	教育大綱意見交換会（市民参加）
10月	第2回総合教育会議 案件 ① 令和3年度からの教育大綱について ・意見交換会の意見について ・パブリックコメントに向けた教育大綱（案）について ② 学校の適正規模について ③ その他、教育に関するテーマ
12月	教育大綱（案）パブリックコメントの実施
1月～2月	第3回総合教育会議 案件 ① 令和3年度からの教育大綱について ・パブリックコメントの結果について ・教育大綱の策定について ② 教員の多忙化について ③ その他、教育に関するテーマ